

北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業 に関するQ & A（ブロック塀等編）

1. 対象者に関すること

Q1-1 分譲マンションの管理組合が、直接、補助の申請をすることはできますか？

A 分譲マンションの管理組合は「所有者等」に該当しますので、申請者として申請することは可能です。

ただし、関係権利者の承諾については、マンション管理組合の補助申請に対する議決等をもって、全員の承諾を得たものとします。

Q1-2 法人の所有するブロック塀等も、補助の対象となりますか？

A 法人の所有する物件も対象となります。ただし、大規模な事業者に該当する場合は補助対象者となることができません。

※ 大規模な事業者：資本金の額もしくは出資の総額が3億円を超える会社、または常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。

2. 対象となるブロック塀等に関すること

Q2-1 補助の対象となる「ブロック塀等」とは、どのようなものですか？

A 補助の対象となるのは、「危険なブロック塀等」の除却工事です。「危険なブロック塀等」とは、コンクリートブロック造の塀、石造、れんが等による組積造の塀その他これらに類する塀で道路に面し、道路面から1m（擁壁高さを含む）以上の高さを有するブロック塀等のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあるもの。
- イ) 現行の建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第61条又は第62条の8で定める基準に適合しない可能性があるブロック塀等。
- ウ) 上記のほか、災害等の発生により倒壊の恐れがあり、かつ、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたもの。

Q2-2 除却対象にフェンス、門柱、門扉も含まれますか？

A 補助申請金額の算出において、ブロック塀等以外のフェンス部分、門扉部分は対象外です。なお、門柱については、コンクリートブロック造やれんが造の組積造で造られたものは対象とします。

また、見積りの取得の際もフェンス、門扉を対象外（見積りに算入しない）とするなど同様に行ってください。

Q2-3 敷地内の道路に面する全てのブロック塀等を除却する必要がありますか？一部分のみの申請でも可能ですか？

A 申請対象範囲は、必ずしも全部でなくても構いません。申請時に対象部分を明示してください。また、補助金の交付は、一団の土地につき1回限りですので、施工箇所を分割して申請することはできません。

※ 一団の土地：土地利用上、一体の土地として利用することが可能なひとまとまりな土地をいう。

Q2-4 災害等で被災し、一部損壊したブロック塀等で残りの部分を除却する場合は対象になりますか？

A 補助対象となります。補助申請額の算出方法等については、損壊したブロック塀等の取り扱い等を含め、事前にご相談ください。

3. 対象となる工事に関すること

Q3-1 どのような工事が対象になりますか？

A 補助対象事業になるのは、危険なブロック塀等の全部（基礎の除却は任意）を除却する工事と危険なブロック塀等で、除却後の高さを道路面から高さ0.4m以下に部分除却する工事です。

ただし、※¹擁壁の上部または※²建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内にあるブロック塀等については、全部除却する工事のみを対象とします。

また、擁壁について、その構造が厚さ15cm以上のコンクリートブロック造の場合、その上端の土留め2段積みまでは擁壁の一部とみなします。（※対象工事イメージ図参照）

※1 道路面からの高低差500mm以上かつ擁壁上にあるもの。

※2 道路の幅員が4メートル未満の場合、道路幅員が不足している分だけ後退する必要があるため。

Q3-2 建築物等の解体や新築、増築工事等、その他の工事と一緒にを行う場合は、対象になりますか？

A 補助対象事業になるのは、ブロック塀等除去工事を単独で行うもので、その他建築工事等と一体的に行う場合は対象となりません。

Q3-3 ブロック塀等除却工事の期間に制限はありますか？

A 必ず1月末までに工事完了報告が必要です。

Q3-4 事業者自身で自社所有のブロック塀等を工事した場合や家主自身で工事した場合も補助の対象になりますか？

A 法人、個人を問わず、本人が施工した場合（工事請負契約を伴わない工事）は、補助の対象となりません。

Q3-5 工事を依頼する事業者について、市内事業者に限るなどの制限はありますか？

A 市内事業者に限定しています。ただし、申請者の事情により、やむを得ない理由がある場合は市外事業者も認めています。

Q3-6 敷地面より道路面が高く、ブロック塀等を除却すると一時的に道路からの転落防止措置等を行う必要があります。この場合、除却前に事前にどこかと話をする必要などありますか？

A 質問の場合や、道路との境界線が不明な場合など、除却工事を行う前に道路管理者（市道の場合は区のまちづくり整備課）との協議が必要な場合があります。これらの場合は、工事着手前に隣地所有者や関係機関等との必要な協議を行ってください。

4. 補助金等に関すること

Q4-1 補助額の上限はいくらですか？

A 補助金の上限額は、15万円／件です。
ただし、補助対象ブロック塀等の除却工事費等に要する費用の1／2または除却する補助対象ブロック塀等の見付面積10,000／㎡の1／2のいずれか低い額（1,000円未満を切り捨て）です。

Q4-2 他の補助との併用はできますか？

A 本補助金を使って行う同一箇所の工事に、他の補助金を併用することはできません。
ただし、他の補助と工事箇所が重複しないことが明確になる場合は、対象とすることができる場合があります。重複するかどうか分からない場合は、事前にご相談下さい。

5. 補助申請等の手続きについて

Q5-1 申請手続きは、どのように行うのですか？

A 補助対象事業に関する業者との契約をする前に、市へ補助申請等の手続きが必要です。
まず、市へ事前相談を行ってください。

Q5-2 申請書類はどこで入手できますか？

A 申請様式等については、北九州市のホームページからダウンロードできます。
また、市役所本庁舎13階の建築指導課（TEL：093-582-2531）でも入手できます。

Q5-3 事前相談や交付申請は、どこで行えばいいのですか？

A 市役所本庁舎13階の建築指導課（TEL：093-582-2531）で行うことができます。
なお、来庁の際は、事前にお電話にてご予約、ご連絡等をお願いします。

Q5-4 郵送での申請ができますか？

A 郵送でも受付可能です。

Q5-5 申請書の提出は代理でもできますか？

A 申請等の手続きは、施工業者等に代行させることができます。補助金交付申請書内に事務の代行届の有無について記入欄があります。ご記入をお願いします。
なお、申請書の提出時に、書類内容等について確認をすることがありますので、できるだけ工事内容等を把握している方を代行者としていただくと、受付時の事務がスムーズに進みます。

Q5-6 申請書の添付書類にある「除却計画図等の除却の範囲が分かる図面」はどのように作成すればよいのですか？

A 別添の「図面等の作成方法について（参考例）」を参照してください。

Q5-7 交付申請後、事情により工事を取り止めたのですが、手続きは必要ですか？

A 取下げ書の提出が必要です。

工事中止が決まれば、速やかに提出をお願いします。

Q5-8 申請状況（予算残額等）はどういう方法で知ることができるのですか？

A 申請状況（予算残額等）は、建築指導課（TEL：093-582-2531）へ電話等で直接お問い合わせください。

なお、年度内に事業を終了した場合は、ホームページでお知らせします。

Q5-9 完了実績報告書に添付する写真は、どのようなものが必要ですか？また、どのように撮ればよいですか？

A 対象ブロック塀等の全景について施工前、施工中、施工後の写真を提出していただきます。

Q5-10 現地を確認することはありますか？

A 現地確認が必要と判断した場合、現地を確認させていただくことがあります。

【お問い合わせ】

北九州市建築都市局指導部建築指導課

電話 093-582-2531

メールアドレス：toshi-kenchikushidou@city.kitakyushu.lg.jp